

2024年2月

# 建設コンサルタント賠償責任保険

## 団体募集のご案内

インターネットで加入申込手続きができます。

→ <https://hoken-platform.jp/jagree/>

加入申込手続き

団体Web募集システム  
利用開始  
12月6日午後～

保険料の試算

加入者証の印刷

お見積書の作成

一般社団法人 農業土木事業協会

21世紀の課題は、環境・人口・食料・エネルギー・情報化  
協会および会員は  
「農業・農村の整備」を通じて  
これらの課題解決に  
積極的に取り組んでいます

一般社団法人 農業土木事業協会

## 〈目 次〉

◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長	2 ページ
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の内容	3 ページ
・主契約の補償内容　・対象となる業務　・対象となる成果物	
・お支払いの対象となる損害の例　・お支払いする保険金	
・保険金の計算例　・保険金支払ありの場合の契約条件	
・お支払いできない主な事由	
・保険期間とお支払いする損害の関係	
・PFI・DB 担保追加条項の補償内容	
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の契約内容の決め方	8 ページ
・契約内容の決め方	
◎ お支払いいただく保険料の計算	9 ページ
・修正売上高の算出　・保険金支払有無による割増・割引制度	
・PFI・DB 担保係数	
・<2021年2月1日以降に保険金支払なしの場合> 保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
・<2021年2月1日以降に保険金支払ありの場合> 保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
・保険料計算例　・一括払の概算保険料	
◎ 建設コンサルタント賠償責任保険の加入手続き	19 ページ
・契約方式　・加入申込書の送付　・保険料の払込み	
・保険料の振込先　・加入申込書の記載例	
◎ 保険期間の中途中で加入、保険金額を変更する場合	21 ページ
・中途加入の場合　・保険金額を変更する場合	
◎ 事故が発生した場合の手続き	22 ページ
・保険金お支払いまでの主な流れ	
・保険金お支払いに関する注意点	
◎ 事故連絡票	24 ページ
◎ ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	25 ページ

# ◎建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長

## 【 特 長 】

1. 建設コンサルタント（国土交通省登録）の成果物の契約不適合（瑕疵）によって生じた賠償事故を対象とする(一社)農業土木事業協会（JAGREE）が契約者となる団体契約であり「農業土木事業協会の会員のための賠償責任保険」です。  
※国土交通省の「建設コンサルタント登録制度」に登録されている会員を対象とします。
2. 「**土木設計業務**」を対象としますが、国土交通省に登録をしている場合「**地質調査業務**」や「**単独に受託した測量業務**」を含めることも可能です。
3. 民間事業者が発注者となる土木設計業務等（民間事業者から下請負人として受注した土木設計業務等を含みます。）も対象となります。
4. **PFI・DB 担保追加条項**  
標準委託契約約款等と異なる契約形態（PFI 事業等）の成果物の契約不適合（瑕疵）は本保険の対象外ですが、本特約を付帯することで対象となります。
5. **インターネットで加入手続きができます。**  
詳しくは <https://hoken-platform.jp/jagree/> に団体 Web 募集システム操作マニュアルを掲載していますのでご参照ください。
6. 子会社には求償権行使しませんので安心です。  
下請負人の成果物に契約不適合（瑕疵）があり、加入者の損害賠償責任として保険金をお支払いした場合、保険会社は保険金相当額の返還を下請負人に請求することができますが、**下請負人の発行済株式総数の 50%超を加入者が所有している場合には、原則として求償権行使しませんので、安心してご加入いただけます。（建設コンサルタント業務追加条項第 8 条）**
7. 保険料は**全額損金処理**（※）することができます。  
(※)今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士にご確認ください。
8. **年間包括方式**のため、受注ごとの報告が不要で手間がかかりません。  
保険の手配もれもありません。
9. 事業所が複数ある場合でも、**本社で一括して**加入することにより、保険料が割安になります。



## お支払いの対象となる損害の例

対象	例
発注者	<p>①土木構造物の施工中または完成後に設計の契約不適合（瑕疵）が発見され、構造物を手直ししたり補強工事等をしなければならなくなつた場合の施工費用。</p> <p>②設計の契約不適合（瑕疵）により土木構造物の強度が不足し、手直しや補強工事等が必要となつた場合の追加工事のための設計費用。</p>
第三者	<p>①設計の契約不適合（瑕疵）により強度不足となつた土木構造物が壊れ、近くにいた第三者が負傷または死亡した。（施工中および完成後） ・死亡事故の場合、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等をお支払いします。傷害事故の場合、被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等をお支払いします。</p> <p>②設計の契約不適合（瑕疵）により崩壊した土木構造物によって、隣接する住宅が損壊した。（施工中および完成後） ・被害財物の修理費、再調達費用等をお支払いします。</p> <p>③設計の契約不適合（瑕疵）により施工中の土木構造物が壊れ、作業中の建設業者の従業員が負傷または死亡した。 ※地質調査業務を含め加入した場合には、上記の例に加えて地質調査報告書の契約不適合（瑕疵）による賠償事故も対象となります。</p>

## お支払いする保険金

### お支払いする保険金

$$= \left\{ (\text{損害賠償金} + \begin{array}{l} \boxed{\text{争訟費用}} \\ \boxed{\text{権利行使保全費用}} \\ \boxed{\text{損害防止費用}} \\ \boxed{\text{緊急措置費用}} \end{array}) - \text{自己負担額} \right\} \times \text{縮小支払割合} 90\% \text{または} 80\% + \text{協力費用}$$

(免責金額)

保険金額（支払限度額）限度

## 保険金の計算例

### お支払保険金の計算例

- (保険契約内容) ◆保険金額 2 億円  
◆自己負担額（免責金額）100 万円  
◆縮小支払割合 90%
- (損害賠償金) ◆5,000 万円

$$(5,000 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 90\% = 4,410 \text{ 万円}$$

損害賠償金 自己負担額（免責金額）

4,410 万円 < 2 億円（保険金額）のため、支払保険金は 4,410 万円となります。

## 保険金支払ありの場合の契約条件

現在ご加入の契約で保険金をお支払いした場合、継続となる契約を含めて 3 年間は契約条件の制限（「自己負担額（免責金額）1,000 万円」または「契約保険金額の 10%」のいずれか低い金額）<sup>(\*)</sup>、および「縮小支払割合 80%」）を適用します。

(\*)この自己負担額（免責金額）よりも高い自己負担額（免責金額）でのご契約も可能です。

## お支払いできない主な事由

- (1) 加入者が業務を行う施設・設備に起因して生じた賠償責任
- (2) 航空機・昇降機・車両に起因して生じた賠償責任
- (3) 加入者またはその使用人の犯罪行為による賠償責任（過失犯を除きます。）
- (4) 無体財産権（漁業権・水利権など）の侵害によって生じた賠償責任
- (5) 騒音・振動またはじんあいに起因して生じた賠償責任
- (6) 環境に与えた損失による賠償責任
- (7) 景観が不良であるとの申立てに基づく賠償責任
- (8) 測量単体の業務として受託した場合、測量の過誤または測量不足に起因して生じた事故（測量業務担保条項付帯の場合は補償されます。）  
※ただし、土木設計または地質調査業務の一部として行った測量に契約不適合（瑕疵）があり、  
土木設計・地質調査業務の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は保険金を支払います。
- (9) 業務の成果物そのものの修補または再作製に要する費用に係わる賠償責任  
ただし、成果物（設計）の契約不適合（瑕疵）により土木構造物の強度が不足し補強工事等が必要  
となった場合などの追加工事に係わる設計費用については保険金を支払います。
- (10) 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因して生じた賠償責任
- (11) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議等に起因して生じた賠償責任
- (12) 地震・噴火・津波に起因して生じた賠償責任
- (13) 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任
- (14) 過大設計により生じた賠償責任  
ただし、次の（ア）または（イ）の場合を除きます。  
なお、この場合においても、修補、改善または再作成に過分の費用を要するときは、その過分の費  
用にかかる賠償責任は除きます。  
(ア) 成果物の過大設計が、成果物に基づき構造物全体として完成する前に発見された場合  
(イ) 過大設計に基づいて完成した部分構造物により、構造物全体としては必要な機能を有しない  
場合
- (15) 保守点検調査、危険度判定外観調査等を含む調査業務報告書類の契約不適合（瑕疵）によって生じ  
た賠償責任  
ただし、土木設計の一部として行った調査業務に契約不適合（瑕疵）があり、土木設計の成果物に  
法律上の賠償責任が生じた場合は、保険金を支払います。
- (16) 測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任（測量業務担保条項付帯の場合）
- (17) 加入者が PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月  
30 日法律第 117 号）に基づき実施される、民間資金等を活用した事業形態をいいます。）または  
これに準ずる手法により事業を受注したコンソーシアムに参加し、選定事業者（構成企業、協力企  
業）として遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任（PFI・DB 担保追加条項付帯の  
場合は補償されます。）
- (18) 加入者が DB（構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計と施工を一括して発注する方式をいいま  
す。）またはこれに準ずる手法により事業を受注したコンソーシアムに参加し、遂行した建設コン  
サルタント業務に起因する賠償責任（PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。）

など

# 保険期間とお支払いする損害の関係

賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

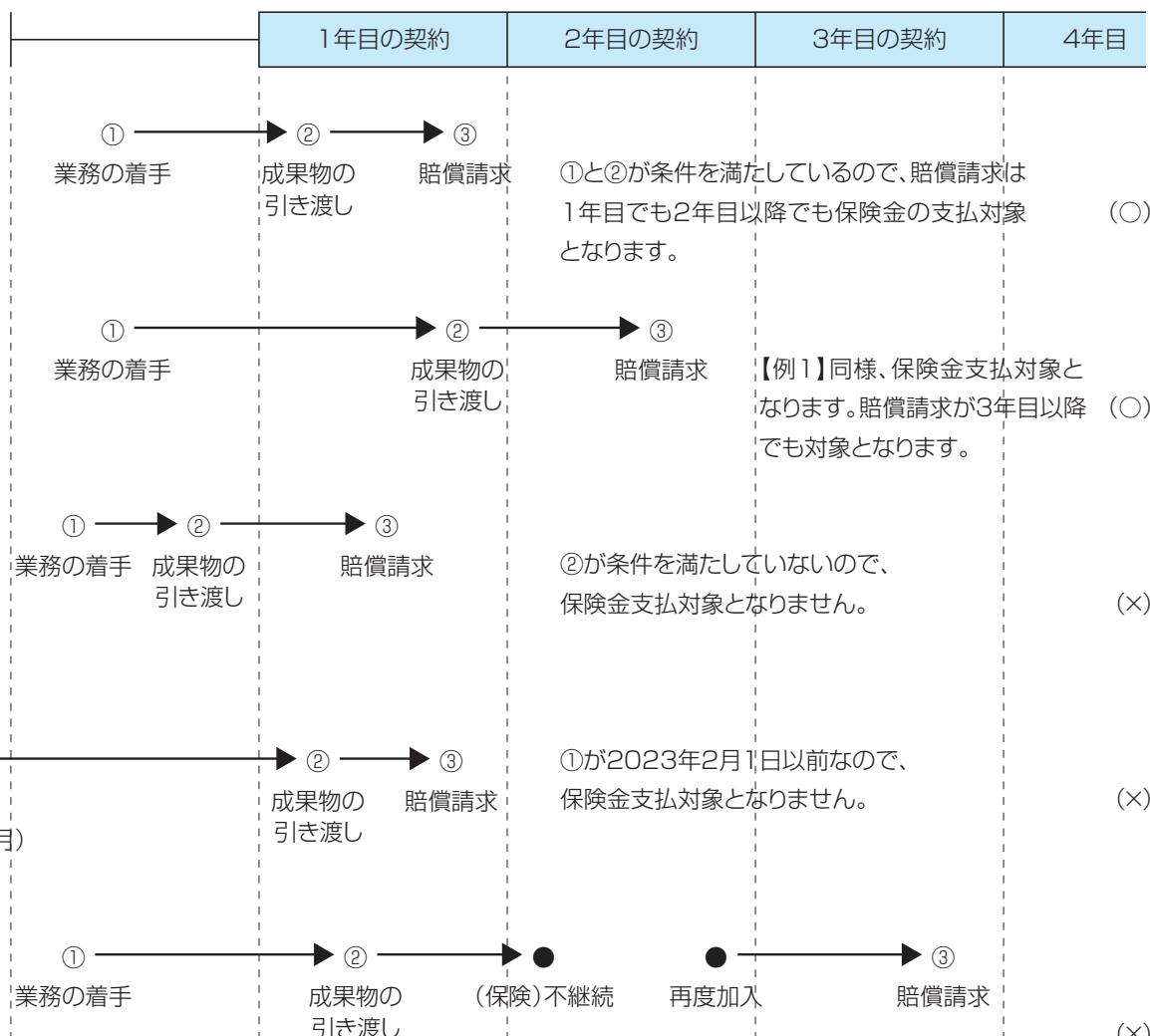
## 保険期間 2024年2月1日（午後4時）から1年間

### （1）新規ご加入の場合

保険の対象となる業務は、2023年2月1日以降に着手し、かつ2024年2月1日以降に業務の発注者に成果物（設計書類）を引き渡すことになっている業務が対象となります。

また、次年度以降引き続き加入すれば、今回対象になった業務についても、次年度以降の保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、保険金の支払対象になります。

2023年2月 2024年2月 2025年2月 2026年2月 2027年2月



保険金支払の対象となりません。保険期間に中断がある場合、再度加入時に新規加入したものとして取扱います。

### （2）ご継続の場合

例えば2023年2月1日に新規ご加入されて以降継続されている場合には、2022年2月1日以降に業務に着手し、2023年2月1日以降に引き渡された成果物の契約不適合（瑕疵）が保険の対象となります。





## ◎お支払いいただく保険料の計算

お支払いいただく保険料の算出方法は、以下のとおりです。

\*保険料の算出は、団体Web募集システム（<https://hoken-platform.jp/jagree/>）もしくは同封の「保険料計算シート」をお使いください。団体Web募集システムからの各種手続き・サービスは12月6日午後よりご利用いただけます。

### ◎一括払

$$\text{年間の保険料} = \text{保険金額} \cdot \text{自己負担額(免責金額)} \cdot \text{別基本保険料}^{(*)1} \times \text{修正売上高(百万円)} \\ \times \text{PFI} \cdot \text{DB 担保係数}^{(*)2} \times \text{保険金支払有無による割増・割引係数}^{(*)3}$$

### ◎分割払(10回払)

$$1\text{回分の保険料} = \text{上記年間の保険料} \div 10$$

\*保険料は、1円単位を四捨五入して10円単位とします。

\*修正売上高は10万円単位を四捨五入して、百万円単位とします。

(※1) 保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料について

①13ページ、14ページに掲載しています。

なお、掲載していない保険金額・自己負担額については、団体Web募集システム（<https://hoken-platform.jp/jagree/>）でご試算いただくか、取扱代理店または幹事保険会社で保険料をお見積りしますので、お問い合わせください。

②地質調査業務を含めてご加入いただく場合には、土木設計と地質調査の業務の売上高に応じて、2つの業務の基本保険料を加重平均して算出した保険料を基本保険料とします。

詳しくは、15ページの【保険料計算例その2】を参照してください。

③測量業務については、個別で修正売上高を計算します。

(※2) PFI・DB 担保係数について（詳しくは12ページ参照）

(※3) 保険金支払有無による割増・割引係数について（詳しくは12ページ参照）

### 確定精算の省略について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」の売上高は最近の会計年度における売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。



**【例 1】土木設計業務の年間売上高が 19,970 万円の場合**

10 万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、2 億円となり、売上高の範囲が 1 ~ 2 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.38 \times 200 \text{ (百万円)} + 13.25$$

= 89.25 ÷ 89 (百万円) となります (10 万円単位四捨五入し、百万円単位)。

**【例 2】土木設計業務の年間売上高が 30,020 万円、地質調査業務の年間売上高が 5,020 万円の場合、  
10 万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、土木設計業務 3 億円、地質調査業務 5,000  
万円、合計売上高 3 億 5,000 万円となり、売上高の範囲が 2 ~ 5 億円の欄に該当しますので、  
修正売上高は**

$$0.25 \times 350 \text{ (百万円)} + 39.25$$

= 126.75 ÷ 127 (百万円) となります (10 万円単位四捨五入し、百万円単位)。

**〈測量業務の修正売上高計算例〉**

**【例 3】単独で受託した測量業務の年間売上高が 3,020 万円の場合、**

10 万円単位を四捨五入して計算売上高 3,000 万円となり、売上高の範囲が 2,500 万円～  
1 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.42 \times 30 \text{ (百万円)} + 9.25$$

= 21.85 ÷ 22 (百万円) となります (10 万円単位四捨五入し、百万円単位)。

**申告いただいた売上高が実際と異なり低い場合、事故の際に保険金が削減されることがありますので、ご注意願います。**

**\* なお、事故発生時には、契約申込時に使用した「現況報告書（写）」  
の提出をお願いすることがあります。**











## 2025年2月1日保険始期以降契約

- \*保険金支払があった翌年度契約から『「自己負担額（免責金額）1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額』、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。
- 〈1〉 基本保険料 **13,289** 円（保険金支払ありのため、14ページの保険料表を参照）  
〈2〉 修正売上高 164（百万円）  
〈3〉 割増・割引係数（12ページ表1、2参照）  
**1.5**（保険金支払割合156%）  
 $1.5 - 0.1 = 1.4$ （1年以上保険金支払なしのため、割引係数を0.1適用）  
\*保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）  
 $(0円 + 1,080万円 + 0円) \div (1,816,220円 + 1,816,220円 + 3,269,090円) = 156\%$   
〈4〉 年間保険料  $13,289円 \times 164(百万円) \times 1.4 = 3,051,150円$ （1円単位を四捨五入し、10円単位）



## 2026年2月1日保険始期以降契約

- \*保険金支払があった翌年度契約から『「自己負担額（免責金額）1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額』、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。
- 〈1〉 基本保険料 **13,289** 円（保険金支払ありのため、14ページの保険料表を参照）  
〈2〉 修正売上高 164（百万円）  
〈3〉 割増・割引係数（12ページ表1、2参照）  
**1.4**（保険金支払割合133%）  
 $1.4 - 0.1 = 1.3$ （1年以上保険金支払なしのため、割引係数0.1を適用）  
\*保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）  
 $(1,080万円 + 0円 + 0円) \div (1,816,220円 + 3,269,090円 + 3,051,150円) = 133\%$   
〈4〉 年間保険料  $13,289円 \times 164(百万円) \times 1.3 = 2,833,210円$ （1円単位を四捨五入し、10円単位）



## 2027年2月1日保険始期以降契約

- \*保険金支払があった翌年度契約から3年を経過したため契約条件の制限は適用されません。自己負担額（免責金額）、縮小支払割合を契約条件の制限前の条件に戻すものとして計算しています。（自己負担額（免責金額）100万円、縮小支払割合90%）
- 〈1〉 基本保険料 **14,766** 円（13ページの保険料表）  
〈2〉 修正売上高 164（百万円）  
〈3〉 割増・割引係数（12ページ①保険金支払なしの場合の割引係数参照参照）  
**0.75**（保険金支払なしの加入期間が3年以上）  
\*保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）  
 $(0円 + 0円 + 0円) \div (3,269,090円 + 3,051,150円 + 2,833,210円) = 0\%$   
〈4〉 年間保険料  $14,766円 \times 164(百万円) \times (1 - 0.25) = 1,816,220円$ （1円単位を四捨五入し、10円単位）









## ◎事故が発生した場合の手続き

### 保険金お支払いまでの主な流れ

#### 事故の連絡

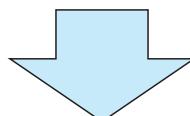
賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票<sup>(\*)</sup>に記載いただきアールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

(\*)取扱代理店アールアンドディセキュリティのホームページ  
(<https://www.randds.co.jp/procedure/>) でダウンロードできます。



ご連絡先（以下のいずれかにご連絡ください。）

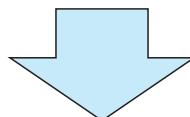
- ① [取扱代理店] 株式会社アールアンドディセキュリティ  
〒102-0075 千代田区三番町 1-17 パークサイドアネックス 5F-B  
TEL 03-3221-7015 通話料無料 0120-868-662  
FAX 03-3221-7016
- ② [引受幹事保険会社] 損害保険ジャパン株式会社  
本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階  
TEL 03-3349-5381  
FAX 03-3344-2379



#### 必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただきます。

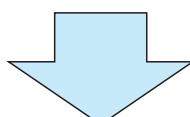
所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、アールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンから連絡します。



#### 調査

ご提出いただいた資料をもとに賠償責任の有無、過失割合などを調査いたします。

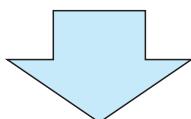
調査にあたっては、損保ジャパンおよび損保ジャパンが委託する鑑定人とアールアンドディセキュリティが連携し、対応いたします。



## 保険会社による審査

調査内容を事故審査会<sup>(※)</sup>に付議し、審議・審査した内容から保険会社は賠償責任の有無、過失割合、保険金支払の可否を決定します。

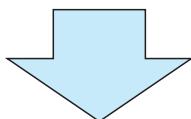
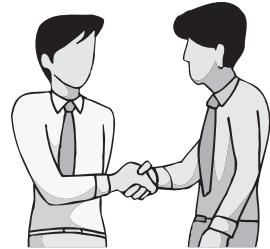
\*事故審査会は、実務専門家、学識経験者、弁護士などの有識者で構成され、その審査を経て責任の有無、過失割合、保険金の額などを決定します。



## 示談成立

損保ジャパンは加入者の代わりに示談交渉を行うことができませんので、損保ジャパンと相談しながら加入者が発注者・被害者との示談交渉を行っていただきます。

\*事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



## 保険金のお支払い

審査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

## 保険金お支払いに関する注意点

- ・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。  
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。
- ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

# ◎事故連絡票

損害保険ジャパン(株)  
 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課 行  
 FAX 03-3344-2379  
 もしくは  
 (株)アールアンドディセキュリティ 行  
 Mail support@randds.co.jp  
 FAX 03-3221-7016

年 月 日

建設コンサルタント賠償責任保険  
 (一般社団法人 農業土木事業協会)  
**事故連絡票**

保険契約者(団体名)							
企業名(登録番号)					一		
住 所	〒						
担当部署・氏名							
連絡先	連絡先			FAX			
	Mail						
業務の発注者							
受託業務名							
設計契約期間	年	月	日	～	年	月	日
成果物引渡日	年	月	日				
賠償請求を受けた日	年	月	日				
事故発生場所							
事故状況							
事故原因(推定)							
賠償請求内容 または損害の程度							

※判明している範囲でご記入のうえ、設計業務契約書の設計業務期間記載部分と、「契約不適合責任期間等」または「瑕疵担保」に関する条項の記載部分をあわせてご送付ください。

※事故の詳細については、改めて「事故報告書」をご提出いただきます。

また、保険金請求をする際には、「現況報告書(写)」をご提出いただく場合がありますのでよろしくお願いします。





制度提供団体 一般社団法人 農業土木事業協会  
〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館2F  
TEL 03-3434-5437  
FAX 03-3435-7210

### 〈本制度のお問い合わせ先〉

#### 【取扱代理店】

株式会社 アールアンドディセキュリティ  
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス5F-B  
TEL 03-3221-7015  
0120-868-662 (通話料無料)  
FAX 03-3221-7016  
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで  
Mail : support@randds.co.jp  
URL : <https://www.randds.co.jp/>

#### 【引受保険会社】

幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5402  
FAX 03-6388-0161  
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

非幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社